

わかことワカルの少年法 第11回

今月のテーマ：家庭裁判所での審判 ⁱ

前回の掲載したのは5月号。今はもう秋……。すでに連載と言えなくなりつつある「わかワカ」ですが、今月は00年の改正で導入された裁定合議を中心に取り上げます。前回予告しました検察官関与は次回取り上げますのでお待ち下さい。

ワカル： もうすっかり秋だね～。わかちゃんは何の秋？

わかこ： うーん、スポーツの秋に、読書の秋。それに食欲の秋かな、やっぱり。

ワカル： 僕はね～、勉強の秋！！ 少年法をいっぱいいっぱい勉強するんだ。

わかこ： ウソの秋ってあったかしら……。でも、とにかく、今月も勉強しましょ！

少年法4条（判事補の職権）

第二十条の決定以外の裁判は、判事補が一人でこれを行うことができる。

少年審判では、少年法20条の検察官送致決定以外の裁判は、判事補が一人で行なうことができる。

裁判を行う人（裁判官）

前回から、テーマは「審判」に入っています。特に今回は大人の裁判との違いを見てきました。今月からは少年審判について具体的に見ていきたいと思います。

裁判所法31条の3（裁判権その他の権限）

- 1 家庭裁判所は、次の権限を有する。
 - 一 家事審判法で定める家庭に関する事件の審判及び調停
 - 二 人事訴訟法で定める人事訴訟の第一審の裁判
 - 三 少年法で定める少年の保護事件の審判
 - 四 少年法第三十七条第一項に掲げる罪に係る訴訟の第一審の裁判
- 2 家庭裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。

少年の保護事件の審判は、**裁判所法**という法律の31条の3 三で、家庭裁判所の権限とされています。家庭裁判所では、長らく「一人の裁判官でその事件を取り扱う。」とされていましたが、00年改正で、複数の裁判官が裁判を行う合議制が導入されました。この点については、後に検討します。

判事補とは……

この少年法4条は、審判の登場人物である裁判官（判事・判事補）についての規定です。裁判所法という法律では、判事補は1人で裁判をすることが出来ないと定められていますが、少年法は判事補にも、検察官送致決定（少年法20条）以外の裁判ができるとして、特例の権限を認めました。

以下判事補とは何かについて、裁判所法の規定を見ましょう。

裁判所法43条（判事補の任命資格）

判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。

同27条（判事補の職権の制限）

判事補は、他の法律に特別の定めのある場合を除いて、一人で裁判をすることができない。

同31条の5（地方裁判所の規定の準用）

第27条乃至第31条の規定は、家庭裁判所にこれを準用する。

4条には判事補が一人で裁判を行なうことができると書かれていますね。判事補というのは、経験10年未満の

まだ1人前になっていない裁判官のことです。今の制度では、社会経験のない人でも裁判官になれますので、10年の法曹経験がないと1人前とは認めないという考えが基本に置かれています。もっとも、それでは1人前の裁判官の人数が不足するということがあって、「判事補の職権の特例等に関する法律」という法律で、5年以上裁判官であって、最高裁が指名した判事補は、判事補としての職権の制限を受けないこととされています。

ともかく裁判所法 27 条は、「判事補は一人で裁判はできないということにしているけれど、少年法 4 条は、少年審判だったら判事補でもしてもよいですよ」ということとなります。つまり裁判所法 27 条の「特定の定」というのが、少年法 4 条にあたるというわけです。

それにしても、大人の刑事裁判は新米が1人ではダメだけれど、子どもの審判ならば一人でOKというのはどういう理由なのでしょう。立法当初は家庭裁判所の判事数が少なかったため仕方なく、という実質的な理由から判事補の権限を広く認めていたとされています。ⁱⁱ

しかし、少年法が施行されてすでに 50 年以上。『家裁の人』の桑田判事のような、「家裁のベテラン」を配属するという姿勢にはならず、若い裁判官の「一度は通る道」になっているとささやかれる今、もう一度この条文について考えてみる必要がありそうです。

ただし、判事補は検察官送致が見込まれるような重大事件については決定できないとされていますが、事件の調査、審判は行なってもよいとされています。ⁱⁱⁱ

裁定合議制とは

00 年の改正で、少年審判に裁定合議制が導入されたということを聞いたことがある方は少なくないかと思います。合議制とは、複数の裁判官の合議体で事件を審理する制度のことを言います。では、少年法の条文のどこが変わったのかわかる方はいらっしゃいますか？

実は合議制については、少年法には書かれていないのです。書かれているのは先ほども出てきた裁判所法という法律です。31 条の 4 をみてみましょう。

裁判所法 31 条の 4 (一人制・合議制)

- 1 家庭裁判所は、審判又は裁判を行うときは、次に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。
- 2 次に掲げる事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。ただし、審判を終局させる決定並びに法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定めがあるときは、その定めに従

う。

- 一 合議体で審判又は審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件
- 二 他の法律において合議体で審判又は審理及び裁判をすべきものと定められた事件
- 3 前項の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。

00 年改正前、裁判所法の 31 条の 4 第 1 項本文は、「家庭裁判所は、審判又は裁判を行うときは、一人の裁判官でその事件を取り扱う。」となっていました。この部分が改正され、第 2 項が付け加えられたことにより、少年事件でも、「合議体で審判又は審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件」の場合には裁定合議制がとれるようになったのです。^{iv}

「合議体で審判又は審理及び裁判をする」事件の内容は「決定を合議体でした事件」とあるのみで、法律では定められていません。運用では、事案が重大かつ複雑で判断を示すべき争点が多い場合や、非行事実への関与者が多数にのぼり証拠資料も非常に多い場合、あるいは、被害者・遺族などの報復感情が強く社会的注目を集めた事件で処遇決定への社会的関心が強い場合、さらに、不可解かつ複雑な非行事実で多角的な視点から処分の選択が要請される場合などがあたるとされているようです。^v

合議制の長所・短所

00 年改正前まで裁判官が一人で裁判できたのは裁判官と少年が対一となる審判の教育的機能を大切にしたらです。また、家庭裁判所の取り扱う事件については、さほど複雑でないものも多く、ケースワーカーとしての家裁調査官も置かれており、裁判官はその補助を受けることができることもあって、合議制の必要性が少ないと考えられていたことにもよります。^{vi}

しかし、改正のときには、教育的機能を犠牲にしても、複雑困難な事案には、「世間が納得する体制」で臨むのが大切だという声が大きくなり、裁定合議制の導入となりました。

合議制のメリットとして、単独制よりも異なった知識や経験を持った複数の裁判官により議論がなされるため議論が深くなる、裁判官の主観が入ることが少なくなる、判断に客観性が増す、などが挙げられます。またその結果、その事実認定や裁判結果の説得力を高め、それに対する当事者や社会の納得・信頼を高められることも長所であるとも言われています。^{vii}

しかし、合議制は少年に威圧感を与える危険性があり、「懇切を旨として、和やかに行なう」べき少年審判にそぐわないばかりか、迅速性・機動性の点で単独制に劣ることもあるという大きな疑問があります。

改正直後、合議制に対していろいろな不安・疑問があげられていました。裁判官1人でさえ少年に威圧感のある審判だったものが、3人の裁判官です。「少年に向き合う」という審判の教育的機能をそこなう危険が心配されました。

また、全国の家裁の審判廷に大きな3人用の机が新しく用意され、合議の場合も単独の場合も審判は大きな机で行なうようになったということです。審判廷の机が常時大きなものになるということは、審判廷の雰囲気を一変させ、一般の在宅事件の審判においても和やかさ、裁判官との距離の近さを奪うことにもつながる、と全司法の「第1回『改正』少年法施行後の運用状況調査結果について」では述べられています^{viii}。

さらに、3人の裁判官が処遇決定まですることになるので、法律家的視点で審判が進み、調査官の役割が小さくなるおそれも考えられます。^{ix}

これらの不安・疑問は改正後5年が経とうとしている今、どうなっているのでしょうか。以下は合議決定のあった人員数です。(最高裁「司法統計」より作成)

	01年度	02年度	03年度	04年度
総数	16	36	34	32
窃盗	0	2	2	1
恐喝	0	0	3	0

少年法5条(管轄)

- 1 保護事件の管轄は、少年の行為地、住所、居所又は現在地による。
- 2 家庭裁判所は、保護の適正を期するため特に必要があると認めるときは、決定をもつて、事件を他の管轄家庭裁判所に移送することができる。
- 3 家庭裁判所は、事件がその管轄に属しないと認めるときは、決定をもつて、これを管轄家庭裁判所に移送しなければならない。

手続だけの問題？

今月はこの5条を見て終わりにしましょう。単なる手続の条文のようですが、少年法の根幹に関わる問題と捉えることも可能な条文です。

管轄とは、裁判所の事件を取り扱う権限の分配のことをいいます。事件をどこの裁判所(少年の場合は家庭裁判所)が受け持つかを規定している条文になります。

大人の裁判では、管轄について、刑事訴訟法で以下の

傷害	0	2	5	4
傷害致死	3	23	11	4
殺人(死亡させた罪)	4	1	7	3
殺人(その他)	0	2	3	5
強盗致傷	2	3	0	1
強盗致死	2	0	0	7
強姦	1	1	1	4
わいせつ	1	0	0	1
放火	1	1	2	1
器物損壊等	1	0	0	1
公務執行妨害	1	0	0	0
特別刑法犯	0	1	0	0
虞犯	0	0	0	1

先ほどの全司法のここ2年の調査結果^xをまとめると、裁定合議になった事件の内容を見ると、否認事件や重大事件が多くを占めているとのこと。慎重な審理を行なおうという姿勢はうかがえるが、重大事件や否認事件、あるいは社会的耳目を集めたという外形的な事情だけでなく、審理に多数の大人が関わることの少年への影響等、多角的・複眼的に検討し、裁判所にとってだけでなく少年にとってもメリットのある事例を選んでいくことが大切だと述べられています。

また、日弁連のまとめた「『改正』少年法の運用実態調査結果」^{xi}でも、裁定合議については賛否両論が出されています。

私たちは「5年後の見直し」に向け、もう一度考えてみる必要があります。

ように規定されています。

刑事訴訟法2条

- 1 裁判所の土地管轄は、犯罪地又は被告人の住所、居所若しくは現在地による。
- 2 国外に在る日本船舶内で犯した罪については、前項に規定する地の外、その船舶の船籍の所在地又は犯罪後その船舶の寄泊した地による。
- 3 国外に在る日本航空機内で犯した罪について

は、第一項に規定する地の外、犯罪後その航空機の着陸（着水を含む。）した地による。

少年法と比べてみると簡単ですね。大人の場合は犯罪を行なった場所（犯罪地）にある裁判所で裁判が行なわれることが多いのです。

では、少年の場合はどうでしょうか。

「行為地」とは少年が非行を行なった場所を指します。

「住所」「居所」は民法 21、22 条に書いてあります。

「住所」は生活の本拠となっている場所であり、「居所」は継続的に住んではいるが、住所とまでは言えない場所のことを指します。

「現在地」とは、身柄拘束されている事件の場合の身柄収容所のように、少年が任意または適法な強制によって現存する場所を言います。

大人の場合に比べて、どこで裁判を行なうのか選択肢が多いことがわかるかと思います。そしてまた、2 項で、「保護の適正を期するため特に必要があると認めるとき」は裁判所を変更することも少年の場合は可能です。これは、それぞれの少年がどこの裁判所で裁判を受けるかは、親の援助を受けられるかどうか、その後の生活をどう組み立てていくかなどにかかわる重要な問題であるからなのです。

この 5 条は、裁判管轄を規定し、少年がどこの家裁で受け持たれるのか、そしてその管轄は、少年にとって適当な家裁に移すことも可能であることを規定している条文です。しかし、単なる手続を規定した条文ではありませんが、少年の立場に立った視点で規定された、少年法の特徴を表している条文ということが言えそうです。

< 検察官関与制度について 次回予告 >

今月は審判を開始するにあたって、知っておかねばならない裁定合議制を中心にお話しました。

さて今回は、2000 年改正によって導入された検察官関与制度について勉強していきましょう。この部分は前回の改正に際して特に議論のあったところですね。頑張っで説明しようと思います。ご期待ください。

「わかことワカルの少年法」担当
（監修：石井 小夜子、津田 玄児）

ⁱ この章全体を貫く参考文献として、田宮・広瀬『注釈少年法 改訂版』（有斐閣、2001）服部・佐々木『ハンドブック少年法』（明石書店、2000）新保・伊藤『少年法（やわらかめ）』（アスペクト、2001）団藤・村井ほか『ちょっと待って少年法「改正」』（日本評論社、1999）関『少年法の解説』（一橋出版、2004）がある。

ⁱⁱ 団藤・森田『新版少年法（第 2 版）』（有斐閣、1984）

ⁱⁱⁱ 同上

^{iv} 合議制には、法律上一定の事件について合議体で審判しなければならないものと定められている法定合議と、事件の性質上合議体で審判することが適当という理由で個別に決定する裁定合議があるが、少年法の場合は後者である。

^v 田宮・広瀬『注釈少年法 改訂版』（有斐閣、2001）

^{vi} 甲斐『Q & A 改正少年法 ジュリストボックス』（有斐閣、2001）

^{vii} 廣瀬健二『少年審判への裁定合議制の導入』（『現代刑事法』5 号、1999）

^{viii} 2001 年 7 月 17 日全司法本部少年法対策委員会調査より

（<http://www.zenshiho.net/syotai20010717.html>）

^{ix} 石井・坪井・平湯『新版少年法・少年犯罪をどう見たらいいのか』（明石書店、2001）

^x 04 年 11 月 18 日調査より（<http://www.zenshiho.net/syotai/041118.html>）

^{xi} 04 年 9 月 24 日日本弁護士連合会子どもの権利委員会調査より
（<http://www.nichibenren.or.jp/jp/katsudo/katsudo/jinken/data/kodomo.pdf>）